

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

公益法人に対するみなし譲渡

Q : 私財の一部である土地を、私立学校に寄附することになりました。税法上の特典はありますか？

A : 私立学校が民法34条に規定する公益法人に該当し、一定の要件を満たせば、非課税の適用があります。

【解説】

法人に対して財産を贈与した場合には、原則、時価により譲渡があったものとみなされ、譲渡所得税が課税されます。しかし、譲渡先が、公益法人等であれば、一定の要件付きで非課税となる規定が設けられています。一定の要件のポイントは、「公益法人が贈与財産を2年以内に公益を目的とする事業の用に供する」ことです。つまり、贈与財産は原則そのままの状態、2年以内に公益事業の用に供することが義務化されており、贈与財産を売却してしまったような場合には、この規定の適用は受けられません。

ただし、平成15年度改正において、財政基盤強化が求められる学校法人については、この要件がさらに緩和され、次の手順を経れば、贈与財産を売却した場合でも、非課税の適用を受けることができますこととなりました。

- ① 学校法人の役員、親族等以外からの贈与であること。
- ② 学校法人が贈与年度に贈与財産を全額、基本金(基本財産の額)に組み入れていること。
- ③ 学校法人の理事会において、贈与の申出の受入れ、贈与財産の基本金への組み入れについての機関決定があること。

